

ソーラー関係添付書類

1. 事業計画について

- ㊦会社パンフレット等の事業に関する確認資料、パネル、パワコンのカタログ
- ㊧事業計画書
- ㊨想定発電量算出資料等の日射量把握の検討資料
- ㊩事業収支を記載した経営計画書等の事業に係る採算性の確認資料
- ㊪パネル及びその他の施設(変電設備等)の配置図
- ㊫工事施工法・維持管理方法の説明資料
- ㊬電気事業者から発行された再生可能エネルギー電気の接続に関し同意を証する書類の写し
 - ① 接続契約のご案内
 - ② 電力需給契約申込書兼低圧配電線への系統連系申込書

※①又は②のいずれかを添付する。
- ㊭㊮FIT制度の場合(再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売買する場合。)
 - ・経済産業省又は(一社)太陽光発電協会の事業計画認定通知の写し。
 - ※申請する農地全ての筆数が判る電子申請画面の写し。
- ㊯非FIT制度の場合(FIT制度を利用しない契約)
 - ① 電気売買契約書の写し(※発電した電気の売買先が小売り電気事業者であること。)
 - ② 託送供給承諾書のお知らせ

※①又は②のいずれかを添付する。

2. 他法令手続きについて

ア 国土法に基づく届出

◎一定面積以上の大規模な土地について、土地売買等(所有権、地上権、賃借権)の契約を締結してから2週間以内に届出が必要。

※1. 届出が必要な土地取引(以下の3つを満たすもの)

[1]土地に関する権利の移転又は設定があること

[2]土地に関する権利の移転又は設定が「対価の授受を伴うものであること。

[3]土地に関する権利の移転又は設定が「契約」により行われるものであること

※2. イ)市街化区域 2,000㎡以上

ロ)市街化調整区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上

ハ)都市計画区域外 10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届け出が必要です。

イ 工場立地法の届出

◎届け出が必要な工場

「特定工場」→製造業、電気、ガス、熱供給業者(水力、地熱及び太陽光発電所は除く)

※メガソーラーの場合〔工場立地法〕適用

ウ 森林法の届出が必要かどうかの確認。

エ 盛土する場合は残土条例許可が必要かどうかの確認。

オ 開発許可及び建築確認が必要かどうかの確認。